

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p> <p><b>(1) 契約に関する業務</b></p> <p><b>定期点検の結果報告を適正に行うべきもの</b></p> <p>マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業では、維持管理及び運営業務の実施マニュアルによると、PFI 事業者は半年及び5年ごとに係留設備の定期点検を行い、所定の様式により本市に報告することとなっているが、報告を受けていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（経済観光局農水産課）</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>PFI 事業者から、定期点検の結果を所定の様式により報告を受けていなかったことについては、年度末に実施するモニタリング会議において報告を受けるにとどまり、マニュアルで定めた所定の様式の報告書の提出を求めなかったため、起こっていたものである。</p> <p>平成 27 年度分については、平成 28 年 11 月に、平成 28 年度分についても平成 29 年 3 月に提出を受け、改善の措置を講じた。また、平成 29 年度より、所定の報告書の提出のほか、PFI 事業者から委託を受け現場管理をしている協力企業が、毎月提出している業務報告書の項目に、定期点検を含む月ごとの修繕についても追加し、修繕状況をより細かくリアルタイムで把握できるよう改善していく。</p> <p style="text-align: right;">（経済観光局農水産課）</p>	措置済
<p><b>修繕の実施に係る手続きを適正に行うべきもの</b></p> <p>マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業では、修繕については、金額に応じて、事前の書面による通知と承認、事後の通知と承認、報告のみ、のいずれかを行うこととなっている。</p> <p>しかし、平成 27 年度に、当局では PFI 事業者が修繕を行ったことを把握しているにもかかわらず、いずれの通知も報告も受けておらず、その内容を把握していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（経済観光局農水産課）</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>修繕についての通知、報告等を受けていなかったことについてであるが、前述の定期点検同様、年度末に実施するモニタリング会議において報告を受け、所定の報告書の提出を求めていなかった。</p> <p>平成 27 年度分については、平成 28 年 11 月に、平成 28 年度分についても平成 29 年 3 月に提出を受け、改善の措置を講じた。</p> <p>また、平成 29 年度より、所定の</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
	<p>報告書の提出のほか、月ごとの修繕についても業務報告書の項目に追加し、修繕状況を把握できるよう改善をしていく。</p> <p>（経済観光局農水産課）</p>	
<p><b>第三者への請負等に関する手続きを適正に行うべきもの</b></p> <p>（仮称）八幡・桜ヶ丘保育所再整備事業では、保守管理企業が保守管理業務を第三者に請け負わせ、又は委託する場合等には、当事者間で締結予定の契約書等を添付して事前に届け出て承認を得ることとなっている。</p> <p>保守管理企業は保守管理業務の多くを第三者へ請け負わせあるいは業務委託していたが、一部を除き次の業務の届け出が行われていなかった。</p> <p>（こども家庭局振興課）</p> <p>第三者への請負等に関する手続きを適正に行うべきである。</p> <p>（第三者への請負等に関する届け出がなかった業務）</p> <p>床面洗浄作業，消防設備機器点検，空調設備点検，植栽管理</p>	<p>保守管理企業が実施する保守管理業務については、業務内容及び履行の確認は行っていたが、委託もしくは請負の確認まではできていなかった。</p> <p>そのため、指摘のあった業務について、改めて確認を行うとともに、平成29年3月17日、平成29年度の保守管理業務の中で委託もしくは請負があるかどうかの確認を行ったところである。今後は、当該年度の業務計画書が提出される際に、作業項目の中に委託もしくは請負がある場合は、事業者名・契約内容等を合わせて確認していくこととした。</p> <p>（こども家庭局振興課）</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;"><b>意見</b></p> <p><b>（１）特定事業の評価・選定</b></p> <p>民間事業者の創意工夫，経営能力及び技術的能力を十分に活用し，市民サービスの向上を図っていくため，特定事業の評価・選定方法の見直しを検討されたい。</p> <p><b>PFI 推進会議の役割の見直し</b></p> <p>本市では，PFI 推進会議において PFI 対象事業導入の適否を審議しているが，多様な公民連携手法の中から最適かつ経済的な手法を選択する仕組みがない。このため，PFI 推進会議の役割を見直し，PFI の導入可能性を検討する初期の段階から，公民連携による最適な事業スキームの構築及び事業範囲の設定を進めることを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p> <p><b>ア）最適な事業スキームの選定</b></p> <p>PFI は公民連携手法の先駆けとして制度的にも確立されており，手法としては有力な選択肢ではあるが，他にも有用な公民連携手法が多数ある。</p> <p>については，PFI 推進会議において，PFI 導入の適否を判定するだけでなく，事業の特性等に応じて様々な公民連携手法を検討し，最適な事業スキームを選定されたい。</p> <p><b>イ）最適な事業範囲の設定</b></p> <p>PFI 事業において，民間事業者の創意工夫や経営上のノウハウにより，公共サービス水準の向上及び経済的な削減効果がより期待できるのは，運営業務が含まれた事業である。</p> <p>特に，PFI 事業では，これまで個別に発注されていた個々の業務を束ねて実施すること，また設計・建設・維持管理・運営のライフサイクル全体を通じた手順に改善することなどにより，BPR（ビジネ</p>	<p style="text-align: center;">ア）</p> <p>平成 29 年度 4 月の神戸市 PFI 等指針の改定に伴い，PFI 等推進会議の体制・運用についても見直しを図り，直近 3 年以内に PFI 事業を実施した所管職員にも委員として参加を求め，平成 29 年度以降開催される同会議において最適な事業スキームの選定等についても議論ができるような仕組みを検討する。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p> <p style="text-align: center;">イ）</p> <p>PFI 等推進会議において，民間事業者のノウハウをより積極的に導入するため，PFI の事業範囲が広がるような仕組みを検討する。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>ス・プロセス・リエンジニアリング：現状の業務手順を再編・再構築することにより，無駄を省き効率化を実現すること）を実施できることによる経済効果が大きい。</p> <p>については，民間事業者のノウハウをより積極的に導入するため，PFI 推進会議において，PFI の事業範囲を可能な限り広げるように指導されたい。</p>		
<p><b>民間提案制度</b></p> <p>平成 23 年度に PFI 法が改正され，同法第 6 条に民間事業者からの実施方針策定の提案が創設された。</p> <p>この民間提案は，公的主体の下では発意されないような PFI 事業も提案が行えるようにするため，民間事業者からの提案に対して，公的主体が検討を実施し，その検討結果を通知することを義務付けたものであるが，本市においては，その実績はなかった。</p> <p>公民連携事業は，事業の計画検討段階から，民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら進めること，また，民間事業者が参画可能となる発注条件を早期に構築する必要があることなどから，公民連携の可能性のある事業については，早い段階から民間への情報提供を行うことが重要である。</p> <p>については，他都市の事例も参考にして，民間事業者のアイデアを広く集める仕組みを研究されたい。</p> <p style="text-align: center;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>既に横浜市のスウンディング調査，福岡市 PPP センターの取組み等について情報収集等を行っている。</p> <p>平成 29 年 3 月 15 日に開催した平成 28 年度神戸市産官学金連携フォーラムにおいて，参加企業に対し平成 29 年度 PFI 導入検討案件の紹介を行い，案件の周知・情報発信を行い，民間事業者の提案を促す仕組みの一つとして活用。今後も引き続き取り組みを続けていく。</p> <p style="text-align: center;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>特定民間施設</b></p> <p>PFI 事業では，公共施設としての特定施設以外に，特定民間施設として民間収益施設等を設置することができる。さらに，PFI 事業者が設置した特定民間施設について，第三者に譲渡すること，当該第三者が特定民間施設を所有するために本市が PFI 事業敷地である行政財産を当該第三者に貸し付けることも可能である。</p> <p>今後，公有地の有効活用や公共施設を中心としたまちづくりの促進，多様化する住民ニーズへの対応という観点から，特定民間施設を含む事業，余剰地や余剰容積の活用を一体とする事業が増加することが予想されるので，特定民間施設について，PFI 事業者の募集及び選定時において留意すべき事項を整理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>平成 29 年度から，内閣府の指針に基づく PFI 事業の優先的検討を行うこととなっており，PFI 等推進会議で審議される詳細な検討内容として，PFI 方式採用の是非だけでなく，特定民間施設についても議論できるような仕組みを検討する。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>（２）モニタリング</b></p> <p>業務要求水準書に示された業務要求水準を基準に，実際に提供されるサービスの達成度を確認（モニタリング）する必要があるが，モニタリングを効果的に行う手順についての認識が不十分であることや業務要求水準書に対して適切なモニタリング項目が設定されていないこと等により，モニタリングが有効に機能しているとはいえない事例があった。</p> <p>については，効率的かつ有効なモニタリングを実施するため，モニタリング体制の充実強化を図るとともに，モニタリングの基本的な考え方（基本計画，実施計画，体制など）を整理し，業務要求水準・モニタリング・支払金額の三位一体の仕組み（モニタリング結果とサービス対価の連動）を構築されたい。</p> <p><b>モニタリング基本計画の作成及び公表</b></p> <p>PFI 事業者が行うセルフモニタリングの計測及び記録，報告には，PFI 事業者の費用負担や労務負担が伴うものである。民間事業者がこの負担を見積もることを可能にするため，モニタリングに関する基本的な考え方を明らかにした基本計画を作成し，遅くとも公募段階には，業務要求水準書と併せて，これを公表する手順を構築されたい。</p> <p>特に，PFI 事業者が行うセルフモニタリングと施設管理者が行うモニタリングを明確に区分した上で，PFI 事業者がどのようなセルフモニタリングを行う義務があるのかを明示されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>平成 29 年 4 月に神戸市 PFI 等指針を改定し，モニタリング実施計画書の策定等，モニタリングの基本的な考え方，進め方について追記した。</p> <p>今後の対応としては，所管課の業務量・体制等を考慮しながら，要求水準の内容を確実に担保できるモニタリング基本計画の作成を PFI 等指針により求めることを検討したい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>業務要求水準に対応したモニタリング指標の設定</b></p> <p>PFI 事業では，民間の創意工夫を活用する観点から，求めるサービスを仕様規定によって示すのではなく，性能規定によって示すことが原則であり，業務要求水準書は，民間事業者が達成すべき性能について可能な限り数値的な基準を盛り込む必要がある。</p> <p>については，業務要求水準書の提示と併せてモニタリングの基本計画においても，業務要求水準ごとのモニタリング指標とその計測方法や計測頻度について，施設管理者が示す手順を構築されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>各事業の内容によりその実施方法等が異なるため，まずは様々な事例について研究し，今後の対応を検討する。</p> <p>具体的には H29 年度ふるさと財団アドバイザー派遣や民間事業者からの講師派遣等による研修議題とすることを検討している。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>モニタリング実施計画書の作成</b></p> <p>募集時に，公共サービスの要求水準やモニタリングの基本的な考え方（役割分担，判断基準，計測方法など）が示されたとしても，業務要求水準書に示された要求水準や PFI 事業者の提案内容は，具体的に計測可能なものから，そのままでは計測できないものまで含まれている。</p> <p>このため，施設管理者は，PFI 事業者との協議により，要求水準ごとに具体的なモニタリング項目や判断基準を設ける必要がある。この際，事業目的に従って，モニタリング指標の優先順位付けや絞り込みを行うとともに，これらの優先順位に応じてモニタリング結果とサービス対価の支払いを連動させる仕組みを構築することが重要である。</p> <p>については，モニタリング基本計画，業務要求水準書，事業者提案等に従い，サービス提供業務開始予定日の一定期間前までに，施設管理者及び PFI 事業者の協議により，モニタリング指標の数値，計測時期などを明らかにしたモニタリング実施計画（あるいは性能を仕様化した業務計画書）を策定するとともに，毎年度これを見直す手順を構築されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>上記と同様に，モニタリング実施計画書の作成手順及び毎年度見直しを図る手順の構築のため，様々な事例研究を始めることとし，今後の対応を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>PFI 事業者によるマネジメントシステムの確立</b></p> <p>協力事業者による多岐にわたる業務を統合的に管理していくためには，特に PFI 事業者によるマネジメントシステムを構築することが必要である。</p> <p>PFI 事業者の業務に係る Plan(計画)，Do(実行)，Check(確認)，Act(改善)のプロセスを明確にし，業務の目標設定から達成度の確認，そして課題への対応等を一連のプロセスとして管理することによって，協力事業者による業務間の隙間をなくし業務水準の向上を図ることが可能となる。</p> <p>については，PFI 事業者によるマネジメントシステム（PFI 事業者のセルフモニタリングを含む。）を確立することを業務要求水準書等で規定し，モニタリングする手順を構築されたい。</p> <p>（企画調整局政策調査課）</p>	<p>上記と同様に，PFI 事業者によるマネジメントシステムを確立することを業務要求水準書等で規定し，モニタリングする手順を構築するために，様々な事例研究を始めることとし，今後の対応を検討する。</p> <p>（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>モニタリング会議の義務化</b></p> <p>施設管理者が，定期モニタリングにおける事実認定及び評価を確定する場として，また，施設管理者及び PFI 事業者が協議・意見交換を行う場として，例えば定期モニタリング会議，あるいは既存の関係者協議会を活用することが有効である。</p> <p>本市のほとんどの PFI 事業では，モニタリング結果に関する関係者会議を定例的（少なくとも年 1 回以上）に開催していたが，中央市民病院以外の事業では，会議の役割と権限（特に業務改善要求とサービス対価支払等との関係）が明らかではなかった。</p> <p>については，業務要求水準の確保だけでなく提供サービスの向上を図るためにも，その役割や権限を明確にしたうえで，モニタリング会議の設置を義務化されたい。</p> <p>（企画調整局政策調査課）</p>	<p>PFI 法等により義務化を定められているものではないため，今後モニタリング会議設置義務化のメリット，デメリットについて検討したい。</p> <p>（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>モニタリング結果とサービス対価の支払いの連動</b></p> <p>業務要求水準に従った履行を確保するためには、モニタリングの結果をサービス対価の支払い（支払留保，減額）に連動させることが重要である。</p> <p>特に，業務要求水準書に示された遵守すべき事項について，その重要度，影響度，深刻度に応じて，優先順位を整理した上で，モニタリング結果とサービス対価の支払いを連動させる仕組みを構築する必要がある。</p> <p>本市 PFI 事業では，中央市民病院において，サービス対価の支払いを減額及び留保した事例があったものの，その他の事業ではその事例はなかった。このことは，中央市民病院以外の事業において，提供サービスが業務要求水準を十分に達成していたというよりも，むしろモニタリングの判断基準が適切に整備されておらず，またモニタリングの評価手続きが明らかでないなど，モニタリング結果とサービス対価の支払いが必ずしも十分に連動していないことも一因と考えられる。</p> <p>については，モニタリング基本計画書等で，判断基準（減額の対象となる事象の種別，サービス対価への反映方法，減額・留保の程度・期間等）や減額・留保決定の手続き（決定者等）を明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>まずは平成 23 年の開業以降実績のある中央市民病院の事例をはじめ，他都市の事例等研究し，モニタリング結果とサービス対価の支払いを連動させる仕組みの構築を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>サービス水準向上に繋がる取組み</b></p> <p>PFI 事業者は，民間事業者の創意工夫とノウハウを活かし長期間にわたって市民に低廉かつ良質な公共サービスを提供する公民パートナーである。サービス対価の支払いについては，減額・留保などのペナルティ制度だけでなく，サービス水準を格段に向上させた場合のインセンティブ制度の導入が望まれる。</p> <p>インセンティブ制度については，中央市民病院において SPC による表彰制度があったものの，著しくサービス水準が向上した業務を加点したり，加点と減点を相殺するなどの制度は，いずれの事業にもなかった。</p> <p>については，インセンティブを組み込んだモニタリングなど民間事業者の創意工夫やノウハウをより一層引き出せるような仕組みを研究するとともに，その事例を収集されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>インセンティブ制度による対価の増額については，研究を進め，事例収集を行う。</p> <p style="text-align: center;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>モニタリング結果の公表内容の充実と第三者評価</b></p> <p>モニタリングの結果を適切に評価・公表することは，事業実施に係る透明性を確保するとともに，PFI 事業者及び協力事業者の業務意欲を向上させる動機付けにもなるものである。</p> <p>本市では，毎年度，各事業のモニタリング調書（参考資料 3 - 5 参照）を本市ホームページに公開しているが，その公表内容は，「事業内容（設計，建設，維持管理，運営）の適正・不適正」，「財務・収支状況の確認の有無」，「当年度の進捗状況」，「所管課による評価」を記載しているだけである。また，第三者による評価を受ける仕組みになっていなかった。</p> <p>については，本市の指定管理者評価公表制度も参考にして，公表調書の記載内容を充実するとともに，公表にあたっては，第三者の専門家の評価を受ける仕組みを構築されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>現在は全事業統一された様式により公表されているが，要求水準書の内容を担保できるような調書となるよう，改善予定。</p> <p>専門家により第三者評価を受ける仕組みについては，必要な体制を求めていきたい。</p> <p style="text-align: center;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>事業収支報告書の提出</b></p> <p>事業収支報告書の提出は，公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため，PFI 事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認するために行うものである。</p> <p>神戸市摩耶ロッジ整備等事業では，PFI 事業者は施設の運営を協力企業に委託しているが，契約書の規定に基づいて提出されている事業収支報告書には，収入の部に，協力企業の物販の売り上げ等が含まれておらず，支出の部では，維持費等の協力企業の支出が不明であり，また，平成 27 年度に当初の事業契約とは別に，市と PFI 事業者が協議して実施した修繕工事の PFI 事業者負担分が含まれていないなど，事業全体の収支の実態は不明であった。</p> <p>事業全体の実態を把握できるように，適切な事務処理を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（経済観光局観光コンベンション課）</p>	<p>摩耶ロッジ再整備事業では，PFI 事業者である鹿島建設株式会社から，当初より契約に基づき，PFI 事業者の収支報告を受けることになっているが，現在，モニタリング会議とは別に行っている月一回程度の協議の場で，協力企業の実態についても把握に努めているところである。</p> <p>また，昨年度の修繕工事に係る事業収支については，追加で収支報告を求めて確認を行い，今後は事業収支報告の中に追加の修繕工事等に伴う収支報告を含めることで，PFI 事業者と合意した。</p> <p>今後も適切な事業状況の把握に向けて取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: center;">（経済観光局観光企画課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>（３）計画修繕と大規模修繕</b></p> <p>施設の損傷・修繕のリスクについては，施設の修復に必要な資金の程度，施設管理者またはPFI事業者の責めに帰すべき事由，追加的支出の当事者の負担能力を勘案して，それぞれの場合におけるリスク分担について，事業契約時に，できる限り具体的に取り決めておく必要がある。</p> <p>特に，契約期間終了後も施設の継続使用を予定する場合は，契約終了時の施設状態の水準，計画修繕に関する役割分担（実施方法，費用負担等）及び手続きを，できる限り事業契約書等で事前に明らかにしておく必要がある。</p> <p>本市PFI事業の事業方式がほとんどBTO方式であることから，概ね，経常修繕及び計画修繕（大規模修繕を除く）のリスク負担はPFI事業者とし，大規模修繕のリスク負担は本市としているが，その運用上次のような課題があった。</p> <p><b>大規模修繕の定義の明確化</b></p> <p>大規模修繕は，建築基準法第2条第14号において「建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。」とされているが，その具体的な定義は特になされておらず，実務上，大規模修繕と経常修繕・計画修繕の区分けが明確になっていない現状にある。</p> <p>については，大規模修繕の内容を，当該事業として求める修繕内容を踏まえ，実施方針公表あるいは入札公告等のなるべく早い段階で可能な限り明示するよう指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>現在の体制では技術的な判断から指導を行うことは困難であり，体制の構築が必要であると考えている。</p> <p>また，その仕組みの必要性についても，技術的な見地も含め確認する必要があると考えており，まず技術部門に確認することから開始し，大規模修繕の定義の明確化のための検討を進めたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>事業期間中及び事業終了時の施設の状態</b></p> <p>事業期間中及び事業終了時の施設状態に関する定義が明確でない場合は，施設管理者及び PFI 事業者にとって，どの程度の大規模修繕または計画修繕を見込む必要があるのかを判断することが困難になる。</p> <p>本市 PFI 事業では，小学校空調設備に係る事業において，事業契約書等で，事業終了時の設備の性能水準を「室外機の定格燃費の 85%以上（PFI 事業者が提案した水準）」と具体的に数値化されているが，他の事業においては概ね，「契約終了時に継続して供用可能な水準を保った状態」として記述しているのみで，具体的な水準が明らかでなかった。</p> <p>については，事業終了時及び事業期間中の施設・設備の性能水準を可能な限り具体的にするか，具体化が困難な場合は，施設・設備の劣化調査を 10 年目，20 年目，契約期間満了前など定期的に行い，この調査結果をもとに計画修繕または大規模修繕を実施する仕組みを構築されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>上記と同様に，現在の体制では技術的な判断から指導を行うことは困難であり，体制の構築が必要であると考えている。</p> <p>また，その仕組みの必要性についても，技術的な見地も含め確認する必要があると考えており，まず技術部門に確認することから開始し，事業期間中及び事業終了時の施設の状態に関する定義の明確化を図ってきたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>摩耶ロッジの大規模修繕</b></p> <p>摩耶ロッジの大規模修繕のリスク分担については，「事業者と協議の上，決定する。」となっている。現在，PFI 事業者が平成 26 年 6 月に提出した建物調査診断報告書をもとに，本市と事業者が協議の上で，建築・設備の劣化対策を順次進めているが，事業期間終了（平成 33 年 3 月末）まで残り約 4 年であるにもかかわらず，極力早期に改善の必要な箇所の改修が多数残っている。</p> <p>については，この診断報告に基づき計画的に劣化対策を実施するとともに，事業期間終了後の事業スキームを早急に検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（経済観光局観光コンベンション課）</p>	<p>修繕に関しては PFI 事業者と協議の上，平成 26 年に改訂した建物調査診断報告書に基づいて順次工事を実施しているところであり，今後早急に優先順位を決めて劣化対策に取り組んでいく。</p> <p>また，事業期間終了後の事業スキームについては，昨年 12 月から概ね月に 1 回の協議を開始しており，早急に検討してきたい。</p> <p style="text-align: right;">（経済観光局観光企画課）</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>（４）契約終了時の事務</b></p> <p>施設管理者が，契約期間終了後も施設の継続使用を予定する場合には，契約終了時の施設の状態の確認，PFI 事業者から事業を継承する者に対する業務の引継ぎ，業務の実施に必要な書類一切の引渡し等について規定される必要があるが，次のような課題があった。</p> <p><b>契約終了前の調査及び修繕</b></p> <p>契約終了に際し，BOT 方式の場合，所有権移転される施設の状態が業務を継続して使用するに支障のない状態であることを施設管理者が検査することは当然であるが，BTO 方式の場合であっても，契約終了に伴う業務引継ぎの一環として，施設管理者または PFI 事業者が，契約終了前に，施設に毀損等のないことを調査する必要がある。</p> <p>本市 PFI 事業のほとんどが，契約終了時に「継続して供用可能な水準を保った状態」で引き継ぎ，契約終了後施設の検査を行い，契約で定める水準を満たしていないことが判明した場合に，PFI 事業者の責任と費用で修繕するとしていた。このような検査及び修繕の方法であれば，新たな事業者を公募する際の前提条件である施設の状態が不明確となり，また前任事業者による修繕が後任事業者の事業運営に著しい影響を及ぼす危険性がある。</p> <p>については，事業実施主体の円滑な交替等に備えるため，契約終了前に施設の毀損等のないことを調査し，必要に応じて修繕する手順を構築されたい。</p> <p>（企画調整局政策調査課）</p>	<p>直近で契約期間終了を迎えるのが摩耶ロッジ及びびやはた桜保育所の平成 33 年 3 月末であり，契約期間終了時の施設の状態の確認及び引継後の事業手法について今後所管課とともに研究し，その結果を元に今後 PFI 事業の導入検討の際に参考となる契約終了時の事務手順を庁内で周知することとしたい。</p> <p>（企画調整局政策調査課）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>事業評価報告書の作成及び公表</b></p> <p>本市 PFI 事業では，毎年度実施するモニタリング結果の公表制度はあるものの，事業期間終了後の事業評価報告書の作成及び公表については制度化されていなかった。</p> <p>市民に対する説明責任を果たし，PFI に関するノ</p>	<p>平成 29 年度より，各事業に合わせた形での毎年行われるモニタリング結果の公表に関しての内容を充実する予定であり，その毎年の積み上げた結果が当該事業評価報告書と同</p>	<p>措置方針</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>ウハウの蓄積に活用するため，市は，PFI 事業者から提出された事業報告書をもとに事業全般にわたる評価をとりまとめ，外部アドバイザーなど専門家による検討を加えて，事業評価報告書を作成し，これを公表する仕組みを制度化されたい。</p> <p style="text-align: center;">（企画調整局政策調査課）</p>	<p>様の意味をもつと考えている。そのため，毎年のモニタリング結果の公表を最適な形で実施することにより，市民に対する説明責任を果たしたい。また，事業最終年度のモニタリングについては，事業全体の総括も含めた内容とすることを求めたい。</p> <p style="text-align: center;">（企画調整局政策調査課）</p>	
<p><b>契約終了後のフィッシャリーナの事業スキーム</b></p> <p>フィッシャリーナについては，BOO 方式であるため，PFI 事業者は，事業期間満了（平成 34 年 3 月末）後速やかに施設を撤去し原状回復を行う義務を負っている。しかし，当該施設は不法係留船対策として PFI の手法を活用し整備されたものであることから，施設の必要性及び効果等を検証したうえで，事業期間終了後の事業スキームを検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（経済観光局農水産課）</p>	<p>「事業期間終了後のフィッシャリーナの事業スキーム」については神戸フィッシャリーナの設置目的でもある「漁業と遊漁の分離，海洋レクリエーションの普及」に鑑みると，フィッシャリーナ事業の廃止は考えられず，現在の施設利用者（約 100 名）の係留施設を間断なく確保する必要があると考えている。</p> <p>現施設については事業者が毎年修繕を行っており，当初予定以上の耐用年数にはなっているものの，施設の更新も想定し，契約終了後 20 年間事業を継続した場合に必要な営繕費を算定しているところである。</p> <p>現施設を PFI 事業で実施した経緯からも市が施設を新たに建設，所有することは現実的ではなく，現事業者を含めた民間事業者に契約終了後についても事業継続できるスキームを検討している。</p> <p style="text-align: center;">（経済観光局農水産課）</p>	<p>措置方針</p>